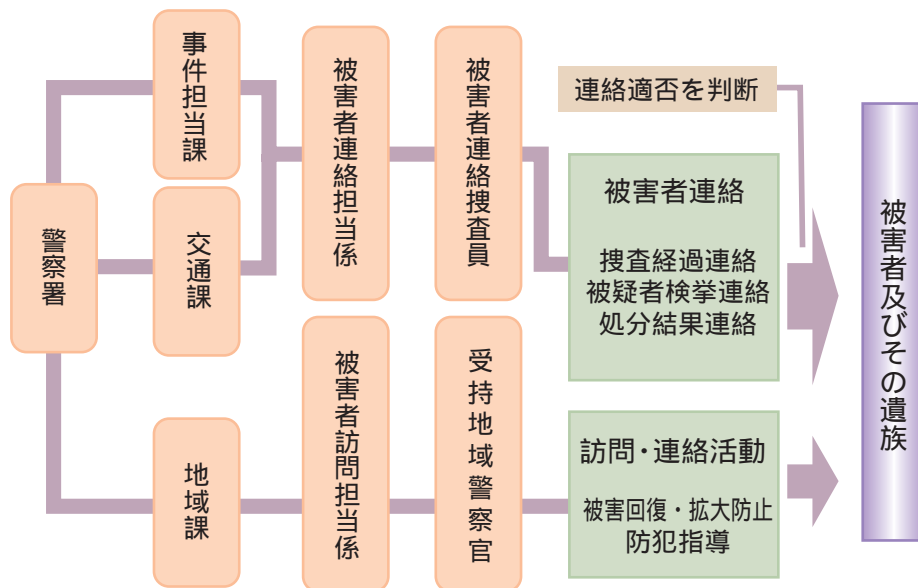


被害者連絡制度の概要



出典：警察庁ホームページ

(15) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

第2節3「保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）」(13)を参照。

(16) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

第2節2「安全の確保（基本法第15条関係）」(8)を参照。

(17) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が適切に運用されるように努めることとされた。

これまでの旧監獄法（明治41年法律第28号）においては、受刑者の面会及び信書の発受の相手方は原則として親族に限定され、被害者等と受刑者の面会や信書の発受はほとんど認められなかった。刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施

行（平成18年5月24日）に伴い、平成18年5月23日に「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」を発出し、被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には受刑者との面会を許すことができること、被害者等からの受刑者あて信書については原則として制限することなく許可すべきこと等、被害者等と受刑者の面会及び信書の発受の取扱いについて指針を示している。

(18) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進

矯正施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の充実及び保護観察処遇におけるしよく罪指導の徹底については、第2節2「安全の確保（基本法第15条関係）」(17)を参照。

法務省において、保護処分の執行に資するため、関係機関と連携して犯罪被害者に関する事項の必要な情報の収集及び少年簿への適切な記載に努めることとされた。

矯正施設においては、被害者や遺族の実情を直接調査することはできないが、これまでも家庭裁判所や保護観察所等の関係機関や保護者から得られた情報を、その都度少年簿に